

筆界特定制度の流れ



- 筆界がどこかわからない
- 隣からブロック塀が越境していると言われた
- 隣地の人が境界立会に応じない

筆界確定訴訟

- 隣人を訴えるという心理的負担
- 当事者の責任による訴訟資料の収集

筆界特定制度の導入

法務局(地方法務局)の筆界特定登記官に申請

- 登記所及び関係官庁が保管する豊富な資料の活用

筆界調査委員の職権による調査

- 土地家屋調査士・弁護士等から任命
- 専門知識の活用

申請人・関係人の意見陳述等

- 利害関係人から意見聴取、資料の収集等の活用

筆界特定登記官による筆界特定

- 登記官の知識経験の活用
- 専門家の意見を反映して迅速な解決

メリット

- 正しい筆界を迅速かつ適正に特定する
- 筆界を巡る紛争の予防と早期解決
- 筆界確定訴訟においても本制度における調査結果等を証拠として利用
- 地図整備事業の円滑な推進

土地家屋調査士会

会 名

電話番号

札幌土地家屋調査士会	011(271)4593
函館土地家屋調査士会	0138(23)7026
旭川土地家屋調査士会	0166(22)5530
釧路土地家屋調査士会	0154(41)3463
宮城県土地家屋調査士会	022(225)3961
福島県土地家屋調査士会	024(534)7829
山形県土地家屋調査士会	023(632)0842
岩手県土地家屋調査士会	019(622)1276
秋田県土地家屋調査士会	018(824)0324
青森県土地家屋調査士会	017(722)3178
東京土地家屋調査士会	03(3573)0587
神奈川県土地家屋調査士会	045(312)1177
埼玉県土地家屋調査士会	048(862)3173
千葉県土地家屋調査士会	043(227)7839
茨城県土地家屋調査士会	029(259)7400
栃木県土地家屋調査士会	028(621)4734
群馬県土地家屋調査士会	027(253)2880
静岡県土地家屋調査士会	054(282)0600
山梨県土地家屋調査士会	055(228)1311
長野県土地家屋調査士会	026(232)4566
新潟県土地家屋調査士会	025(281)4433
愛知県土地家屋調査士会	052(586)1200
三重県土地家屋調査士会	059(227)3616
岐阜県土地家屋調査士会	058(245)0033
福井県土地家屋調査士会	0776(33)2770
石川県土地家屋調査士会	076(291)1020
富山県土地家屋調査士会	076(432)2516
大阪府土地家屋調査士会	06(6942)3330
京都府土地家屋調査士会	075(221)5520
兵庫県土地家屋調査士会	078(341)8180
奈良県土地家屋調査士会	0742(22)5619
滋賀県土地家屋調査士会	077(525)0881
和歌山県土地家屋調査士会	073(421)1311
広島県土地家屋調査士会	082(567)8118
山口県土地家屋調査士会	083(922)5975
岡山県土地家屋調査士会	086(222)4606
鳥取県土地家屋調査士会	0857(22)7038
島根県土地家屋調査士会	0852(23)3520
香川県土地家屋調査士会	087(821)1836
徳島県土地家屋調査士会	088(626)3585
高知県土地家屋調査士会	088(825)3132
愛媛県土地家屋調査士会	089(943)6769
福岡県土地家屋調査士会	092(741)5780
佐賀県土地家屋調査士会	0952(24)6356
長崎県土地家屋調査士会	095(828)0009
大分県土地家屋調査士会	097(532)7709
熊本県土地家屋調査士会	096(372)5031
鹿児島県土地家屋調査士会	099(257)2833
宮崎県土地家屋調査士会	0985(27)4849
沖縄県土地家屋調査士会	098(834)7599

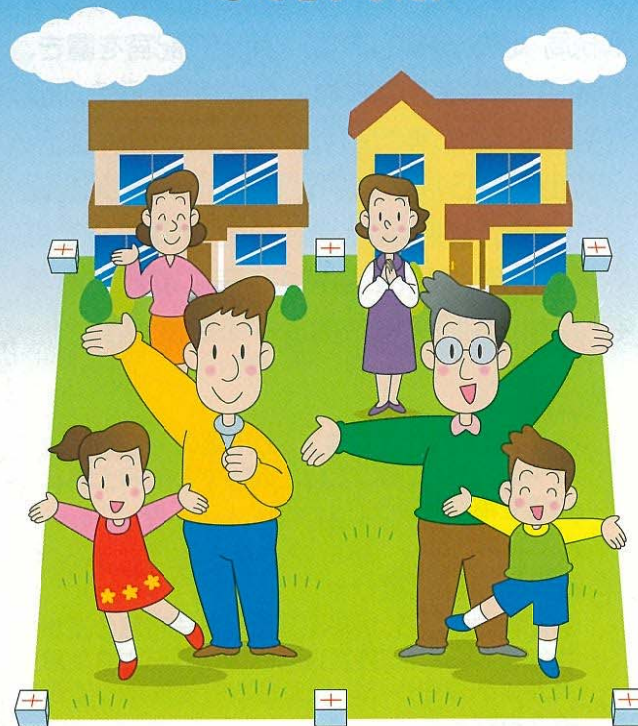
※詳しくは、土地家屋調査士会もしくは
お近くの土地家屋調査士事務所にご相談ください。
(職業別電話帳に土地家屋調査士の欄がございます。)

土地の筆界を明確にするため

ひっ かい とく てい せい ど

「筆界特定制度」

ができました。



法務局、地方法務局の筆界特定登記官が
筆界調査委員(土地家屋調査士・弁護士等)の
意見を踏まえて筆界不明を解決する新制度

ゆるぎない信頼
ひびきあう未来
ひろがる親和



日本土地家屋調査士会連合会

【筆界特定制度豆知識】

平成18年1月20日施行の不動産登記法等の一部改正により新たに「**筆界特定制度**」がつけられました。この制度は登記を取り扱う法務局・地方法務局に**筆界特定登記官**を置き、土地の筆界特定を求める当事者からの申請を受けて、外部専門家である土地家屋調査士・弁護士等からなる**筆界調査委員**の意見を踏まえ、更に当事者の意見陳述を参考にして筆界特定登記官が迅速かつ適正に現地で筆界を特定し、問題の解決をはかる制度です。

※筆界…

不動産登記法(登記簿)上の土地の一区画単位を一筆と呼び、その土地と隣接する他の土地との境を筆界という。

※筆界特定登記官…

登記官の中から、法務局又は地方法務局の長が指定する者で、筆界調査委員から提出された意見及び当事者からの意見聴取等を活用して筆界を特定する。

※筆界調査委員…

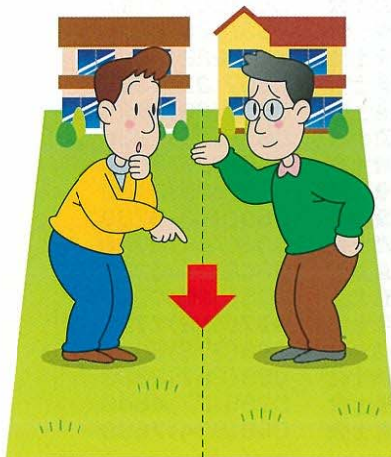
筆界及び紛争の専門的な知識と経験を有する、土地家屋調査士・弁護士等の中から法務局・地方法務局の長によって任命される。

筆界をどのようにして特定するのですか？

今までは土地の筆界について争いが生じた場合、筆界確定訴訟という裁判による解決しかなかったのですが、新しい制度として「**筆界特定制度**」が誕生しました。この制度は対象となる土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の筆界特定登記官に対し、土地の筆界特定を求める当事者から筆界特定の申請をします。筆界特定登記官が筆界特定の申請について公告・通知すると、法務局又は地方法務局の長は、土地家屋調査士・弁護士等からなる筆界調査委員を指定します。

筆界調査委員は現地の調査・測量の結果を基に、筆界特定についての意見を筆界特定登記官に対し提出します。筆界特定登記官は、筆界調査委員からの意見や当事者の意見陳述など筆界特定に関する諸要素を考慮し、筆界を現地で特定します。そして特定した内容を公告するとともに、申請人や関係人に通知します。

これに不服の場合は従来の筆界確定訴訟を提起することができます。その際、筆界特定の資料は筆界確定訴訟の資料として活用できるため、結果的に紛争の早期解決に役立つことになります。



筆界特定における土地家屋調査士の役割は？

〔筆界調査委員〕

土地家屋調査士は日常的に筆界を取り扱い、その専門的能力と豊富な経験を有する専門家として、法務局・地方法務局の長により筆界調査委員に任命されています。筆界の専門的知識を生かし、筆界特定に必要な資料収集、実地調査、現地の測量等を基に、その対象土地及び周辺の土地の現況、その他筆界特定について参考となる情報を適確に把握し、その結果を分析し、論点整理をして争点を明確にするよう努め、筆界の位置を特定し意見を筆界特定登記官に提出します。

〔筆界特定手続代理〕

土地家屋調査士又は調査士法人は紛争当事者(土地所有者及びその相続人等)にかわり資格者代理人として筆界特定の手続きを法務局・地方法務局に申請することを業としています。

